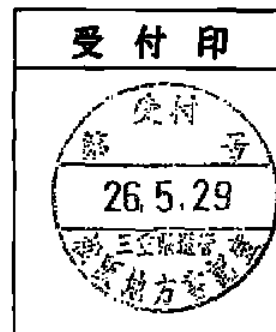


収 支 報 告 書



No. 20611
7/11

平成 25 年分 (平成 年 月 日開催分)

(ふりがな)
1 政治団体の名称

ぜいりしによるたむらのりひさこうえんかい

税理士による田村のりひさ後援会

2 主たる事務所の所在地

三重県松阪市茶与町28-2 田村のりひさ事務所内

3 代表者の氏名

尾崎 斉

4 会計責任者の氏名

砂子 貢

事務担当者の氏名

有田 允二

(電話)

0598-25-6580

(電話)

資金管理団体の指定の有無

☐ 有

公職の種類

資金管理団体の届

住 所

☒ 無

資金管理団体の指定の期間

平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

政治団体の区分

- ☐ 政 党
☐ 政 党 の 支 部
☐ 政 治 資 金 団 体
☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体
☒ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等
☒ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 田村憲久
公職の種類 衆議院議員

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額 -----	653, 076
(前 年 か ら の 繰 越 額) -----	393, 005
(本 年 の 収 入 額) -----	260, 071
支 出 総 額 -----	200, 031
翌 年 へ の 繰 越 額 -----	453, 045

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額 -----	0
員 数 -----	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	
〔 うち 特 定 寄 附 〕	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	100, 000	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	100, 000	
〔寄附のうち寄附のあつせんによるもの〕	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア) + (イ)	100, 000	

(その6)

(6) その他の収入		
摘 要	金 額	備 考
こ の 頁 の 小 計	0	
1 件 10 万 円 未 満 の も の	160,071	
合 計	160,071	

(その7)

(↓1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人 2. 法人・その他の団体 ③. 政治団体	
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住 所 (団体にあつては、主たる事務所の所在)	職 業 (団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
東海税理士政治連盟	100,000	25 3 23	名古屋市中村区名駅南2-14-19	芦川 稔	
			住友生命名古屋ビル22階		
こ の 頁 の 小 計	100,000				
そ の 他 の 寄 附	0				
合 計	100,000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費		
(1) 人 件 費	0	
(2) 光 熱 水 費	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	
(4) 事 務 所 費	10,500	
小 計	10,500	1 (1)～(4)の計…①
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	189,531	
(2) 選 挙 関 係 費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	2 (3)ア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	
小 計	189,531	2 (1)～(6)の計…②
合 計	200,031	①+②

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳						項目別区分		事務所費	
支出の目的	金額					年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
政治資金監査報酬	十	百	千	万	円	25 3 28	村木貞夫税理士事務所	鈴鹿市神戸3丁目23番37号	
								東海造園土木ビル3階	
この頁の小計									
その他の支出									
合 計									

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		組 織 活 動 費 (大 会 費)	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
総会費	183,471	25 3 26	(株)フレックスホテル、	三重県松阪市中央町36-18	
この頁の小計	183,471				
その他の支出	6,060				
合 計	189,531				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別紙のとおり）

- ① 領収書の写し
- 2 監査意見書（政党の本部及び政治資金団体に限る。）
- ③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 26 年 5 月 28 日

政治団体の名称

税理士による田村のりひさ後援会

会計責任者の氏名

砂子 貢



代表者の氏名
(解散のみ)

④

※ 政治団体の解散に伴う収支報告書には、会計責任者の氏名の記名押印又は署名のほか、代表者の氏名の記名押印又は署名が必要です。

政治資金監査報告書

平成 26 年 3 月 27 日

税理士による田村のりひさ後援会

代表者 尾崎 齊 殿

登録政治資金監査人 村木 貞夫 

登録番号 第 1292 号

研修終了年月日 平成 21 年 10 月 16 日

1. 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、「税理士による田村のりひさ後援会」の平成 25 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、「税理士による田村のりひさ後援会」の主たる事務所において行った。

2. 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3. 業務制限

「税理士による田村のりひさ後援会」と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、「税理士による田村のりひさ後援会」と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上